

令和2年度 7月分以降新制度

学校納付金について



※入学金(入学時のみ)

推薦 50,000円

専願 80,000円

併願 100,000円

特別施設費 70,000円

1ヶ月の学校納付金	
授業料	41,900円
後援会費	2,600円
生徒会費	400円
合計	44,900円

高等学校等就学支援金制度 令和2年度 7月以降 対象

年収目安	年間支給額 [月額]	学納金月額 ※令和2年4月より適用
910万円以上	0円 公立・私立とも適用なし	44,900円
910万円未満 ～590万円	118,800円 [9,900円]	35,000円
590万円未満	396,000円 [33,000円]	11,900円

※上記の年収目安は両親のうちどちらかが働き、
高校生1名、中学生1名の4人世帯の目安です。

※宮崎県の授業料減免制度については現在のところ未定です。

授業料 : 8,900円
+
生徒・後援会費 : 3,000円

①所得基準に相当する世帯年収目安・・・文部科学省資料より抜粋

扶養控除対象者の人数	生計維持者の数	就学支援金支給月額 9,900円	就学支援金支給月額 33,000円
子供1人(高校生) ※扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約910万円	～約590万円
	両親共働きの場合	～約1,030万円	～約660万円
子供2人(高校生・中学生以下) ※扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約910万円	～約590万円
	両親共働きの場合	～約1,030万円	～約660万円
子供2人(高校生・高校生) ※扶養控除対象者が2名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約950万円	～約640万円
	両親共働きの場合	～約1,070万円	～約720万円
子供2人(大学生・高校生) ※扶養控除対象者が1名 特定扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約960万円	～約650万円
	両親共働きの場合	～約1,090万円	～約740万円
子供3人(大学生・高校生・中学生以下) ※扶養控除対象者が1名 特定扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約960万円	～約650万円
	両親共働きの場合	～約1,090万円	～約740万円

※子供について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19歳～22歳とする。

※給与所得以外の収入はないものとする。

※世帯年収(目安)は1万円の位を四捨五入している。

本表はあくまでも目安です。申請時にはマイナンバーをもとに計算されます

②高校生等奨学給付金 [令和元年度参考] 都道府県により制度の詳細は異なります

1)生活保護受給世帯(生業扶助措置世帯) 給付額 52,600円

2)第1子の高校生等がいる世帯 給付額 103,500円 ← 市町村民税・都道府県民税所得割 非課税世帯

3)23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、本校の生徒が第2子以降の場合 給付額 138,000円